

議事日程 (第5号)

令和3年12月13日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第62号 令和3年度築上町一般会計補正予算(第8号)について
- 日程第2 議案第63号 令和3年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第3 議案第64号 築上町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定
について
- 日程第4 議案第65号 築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第66号 築上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第67号 町道路線の変更について
- 日程第7 陳情第2号 2022年度教育条件整備陳情書
- 日程第8 意見書案第4号 シルバー人材センターに対する支援を求める意見書(案)
(追加分)
- 日程第9 発議第5号 築城基地所属F-2戦闘機の部品落下事故に対する抗議決議(案)
- 日程第10 発議第6号 国道10号線と主要地方道椎田勝山線の4車線化の整備実現を求める
決議(案)
- 日程第11 常任委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第62号 令和3年度築上町一般会計補正予算(第8号)について
- 日程第2 議案第63号 令和3年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第3 議案第64号 築上町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定
について
- 日程第4 議案第65号 築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第66号 築上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第67号 町道路線の変更について
- 日程第7 陳情第2号 2022年度教育条件整備陳情書
- 日程第8 意見書案第4号 シルバー人材センターに対する支援を求める意見書(案)
(追加分)

日程第9 発議第5号 築城基地所属F-2戦闘機の部品落下事故に対する抗議決議（案）

日程第10 発議第6号 国道10号線と主要地方道椎田勝山線の4車線化の整備実現を求める決議（案）

日程第11 常任委員会の閉会中の継続調査について

出席議員（14名）

1番 江本 守君	2番 吉原 秀樹君
3番 北代 恵君	4番 宗 晶子君
5番 丸山 年弘君	6番 池永 巖君
7番 鞆野 希昭君	8番 工藤 久司君
9番 武道 修司君	10番 池亀 豊君
11番 田村 兼光君	12番 信田 博見君
13番 田原 宗憲君	14番 塩田 文男君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 西田 哲幸君	課長補佐 横内 秀樹君
総務係長 城山 琴美君	

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	新川 久三君	副町長 ……………	八野 紘海君
教育長 ……………	久保ひろみ君		
会計管理者兼会計課長 ……………			石井 紫君
総務課長 ……………	元島 信一君	企画財政課長 ……………	椎野 満博君
まちづくり振興課長 ……	桑野 智君	人権課長 ……………	樽本 知也君
税務課長 ……………	今富 義昭君	子育て・健康支援課長 ……	吉川 千保君
保険福祉課長 ……………	種子 祐彦君	産業課長 ……………	鍛冶 孝広君
建設課長 ……………	神崎 秀一君	都市政策課長 ……………	首藤 裕幸君
上下水道課長 ……………	福田 記久君	住民生活課長 ……………	武道 博君

学校教育課長 …………… 野正 修司君 生涯学習課長 …………… 古市 照雄君
監査事務局長 …………… 田村 貴志君

午前10時00分開議

○議長（武道 修司君） 皆さん、おはようございます。ただいまから始めたいと思います。
ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 議案第62号

○議長（武道 修司君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第62号令和3年度築上町一般会計補正予算（第8号）についてを議題といたします。

本案所管分について、委員長の報告を求めます。田村厚生文教常任委員長。田村委員長。

○厚生文教常任委員長（田村 兼光君） 議案第62号令和3年度築上町一般会計補正予算（第8号）について、本補正予算の所管の項目について慎重に審査した結果、重度障がい者医療対策費、疾病対策費、介護保険費の昨年度の実績に伴う国・県への返還金、コロナワクチン接種に係る経費等が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

次に、塩田総務産業建設常任委員長。塩田委員長。

○総務産業建設常任委員長（塩田 文男君） 議案第62号令和3年度築上町一般会計補正予算（第8号）について。本補正予算の所管の項目について慎重に審査した結果、緊急自然災害防止対策事業による湊地区水路改修工事、ふるさと納税件数増加に伴う関係経費の補正等が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。反対意見のある方。宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） 議案第62号令和3年度築上町一般会計補正予算（第8号）について、反対の立場で討論いたします。

12月3日、私の一般質問におきまして、私は、根拠をもっておかしいところはおかしいと問うたところ、おかしな答弁しか返ってきませんでした。執行部の信頼を失墜したという理由で反

対いたします。

一般質問では、担当係長のうその証言を課長がこの場で答弁。うその証言であったことは、昨日の椎田干拓土地改良区理事会で認められました。何かのことを隠すために係長がうそをつき、課長がここでそのうそを答弁したと考えられます。止めたのに。そんな仕事をさせている町執行部全体、信頼することがおおよそできません。

以上の理由により、議案第62号令和3年度築上町一般会計補正予算（第8号）について、反対の立場で討論いたします。

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。ありませんね。

次に、反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで討論を終わります。

これより、議案第62号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第62号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（**武道 修司君**） ありがとうございます。

起立多数です。よって、議案第62号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第63号

○議長（**武道 修司君**） 日程第2、議案第63号令和3年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案について、委員長の報告を求めます。田村厚生文教常任委員長。田村委員長。

○厚生文教常任委員長（**田村 兼光君**） 議案第63号令和3年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について。本補正予算について慎重に審査した結果、令和4年度国保税制の改正に係るシステム改修費、保険給付費の実績に伴う国・県への返還金が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（**武道 修司君**） お疲れさまでした。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第63号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第63号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第63号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3. 議案第64号

○議長（**武道 修司君**） 日程第3、議案第64号築上町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、委員長の報告を求めます。塩田総務産業建設常任委員長。塩田委員長。

○総務産業建設常任委員長（**塩田 文男君**） 議案第64号築上町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本条例は、防疫等作業手当に新型コロナウイルス感染症防疫作業等を追加し手当の額を定めるものであり、原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） お疲れさまでした。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第64号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第64号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第64号は、委員長報告のとおり可

決されました。

日程第4. 議案第65号

○議長（**武道 修司君**） 日程第4、議案第65号築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、委員長の報告を求めます。塩田総務産業建設常任委員長。塩田委員長。

○総務産業建設常任委員長（**塩田 文男君**） 議案第65号築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。本条例案は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、国民健康保険税の未就学児に係る被保険者均等割額を減額するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） お疲れさまでした。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第65号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第65号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第65号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5. 議案第66号

○議長（**武道 修司君**） 日程第5、議案第66号築上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、委員長の報告を求めます。田村厚生文教常任委員長。田村委員長。

○厚生文教常任委員長（**田村 兼光君**） 議案第66号築上町国民健康保険条例の一部を改正する

条例の制定について。本条例案は、健康保険施行令等の一部を改正する政令が改正されたため、出産育児一時金の額を改めるものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第66号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第66号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第66号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6. 議案第67号

○議長（武道 修司君） 日程第6、議案第67号町道路線の変更についてを議題といたします。

本案について、委員長の報告を求めます。塩田総務産業建設常任委員長。塩田委員長。

○総務産業建設常任委員長（塩田 文男君） 議案第67号町道路線の変更について。本案について、合併前から町道認定された路線に一部民地があり、地元自治会との協議の結果、民地部分を外し、路線の道路延長を変更するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第67号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第67号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第67号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7. 陳情第2号

○議長（**武道 修司君**） 日程第7、陳情第2号2022年度教育条件整備陳情書についてを議題といたします。

本案について、委員長の報告を求めます。田村厚生文教常任委員長。田村委員長。

○厚生文教常任委員長（**田村 兼光君**） 陳情第2号2022年度教育条件整備陳情書について。

本案について、町内の小中学校の教育条件の整備を求めるものであり、採択すべきものと決定いたしました。

○議長（**武道 修司君**） お疲れさまでした。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、陳情第2号について採決を行います。本陳情に対し反対意見はありません。本陳情に対する委員長の報告は採択です。陳情第2号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、陳情第2号は、委員長報告のとおり採択されました。

日程第 8. 意見書案第 4 号

○議長（武道 修司君） 日程第 8、意見書案第 4 号シルバー人材センターに対する支援を求める意見書（案）についてを議題といたします。

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、意見書案第 4 号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。意見書案第 4 号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第 4 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 9. 発議第 5 号

日程第 10. 発議第 6 号

日程第 11. 常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（武道 修司君） ここで追加議案です。

お諮りします。日程第 9、発議第 5 号築城基地所属 F-2 戦闘機の部品落下事故に対する抗議決議（案）についてから、日程第 11、常任委員会の閉会中の継続調査についてまでを、会議規則第 39 条第 2 項の規定により、委員会付託を省略し、本日即決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、発議第 5 号築城基地所属 F-2 戦闘機の部品落下事故に対する抗議決議（案）についてから、常任委員会の閉会中の継続調査については、委員会付託を省略し、本日即決することに決定をいたしました。

日程第 9、発議第 5 号築城基地所属 F-2 戦闘機の部品落下事故に対する抗議決議（案）についてを議題といたします。

事務局の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。西田議会事務局長。

○事務局長（西田 哲幸君） 発議第5号築城基地所属F-2戦闘機の部品落下事故に対する抗議決議（案）。標記の決議案を別紙のとおり、築上町議会会議規則第14条第1項及び第3項の規定により提出する。令和3年12月13日。提出者、築上町議会基地対策特別委員会委員長信田博見、築上町議会議長武道修司様。

○議長（武道 修司君） では、信田委員長、説明をお願いいたします。

○基地対策特別委員長（信田 博見君） 発議第5号築城基地所属F-2戦闘機の部品落下事故に対する抗議決議（案）の提案理由でございます。

令和3年10月10日日曜日、12時50分頃、対領空侵犯措置の任務中に、築城基地第8航空団所属のF-2戦闘機の部品「キャノピー」、重さ約90キログラム、緊急用はしご、重さ約480グラムが、福岡県朝倉市東部の山間部の上空で落下したのに加え、垂直尾翼の一部を損傷するという前代未聞の事案が発生しました。一步間違えれば地域住民を巻き込むなど大惨事を引き起こしかねない重大な事故として地域住民に多大な不安と恐怖を与えています。

最近では、平成30年11月にF-2戦闘機2機が空中接触、平成31年2月に山口県沖でF-2戦闘機が墜落、令和元年9月にF-2戦闘機が築城基地への着陸時、脚が下りていない状態で機体の一部が滑走路に接触するという事案が発生しています。このように事故が頻発に発生することは地域住民の安心安全な生活を脅かすものであり、断じて許されるものではありません。よって、築上町議会は町民の生命、財産、安全を守る立場から築城基地に対し抗議をし、決議するものであります。

以上です。御賛同よろしく申し上げます。

○議長（武道 修司君） 説明が終わりました。

これより、質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、発議第5号について採決を行います。本発議に対し反対意見はありません。発議第5号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、発議第5号は、原案のとおり可決されました。

日程第10、発議第6号 国道10号線と主要地方道椎田勝山線の4車線化の整備実現を求める決議（案）についてを議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。西田議会事務局長。

○事務局長（西田 哲幸君） 発議第6号国道10号線と主要地方道椎田勝山線の4車線化の整備実現を求める決議（案）。標記の決議案を別紙のとおり、築上町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。令和3年12月13日。提出者、築上町議会議員塩田文男、賛成者、築上町議会議員江本守、賛成者、築上町議会議員北代恵、築上町議長武道修司様。

○議長（武道 修司君） では、塩田委員長、説明をお願いします。塩田議員。

○議会運営委員長（塩田 文男君） 発議第6号国道10号線と主要地方道椎田勝山線の4車線化の整備実現を求める決議（案）。北九州市小倉は、江戸時代から九州の喉元と言われ、交通の要衝の地であり、5つの街道が放射線状に出ていました。その1つ、中津街道は、豊前の国を南北に貫き、昭和8年に国道3号線となり、戦後、国道10号線へと改称され、現在の国道に移管されました。京築北九州東部地域は、約100年近く国道が2車線のままです。国道10号線については、大分県、宮崎県、鹿児島県を縦断して、東九州地域の産業、経済、文化交流を基幹軸とする道路です。平成27年に東九州自動車道が開通し、交通渋滞が緩和されると思われましたが、他に基幹軸となる幹線道路がないため、国道10号線への交通量が集中し、慢性的な交通渋滞を引き起こし、周辺道路に多大な影響を与えているのが現状です。特に築上町では他の基幹道路、主要地方道椎田勝山線が国道10号線に合流する地点であるため、頻繁に交通渋滞が発生しております。この渋滞を解消するため、行橋市内から大分県中津市入口までの国道10号線と主要地方道椎田勝山線の4車線化について、早期整備を強く要望し、決議するものであります。

以上です。

○議長（武道 修司君） 説明が終わりました。

ここで、一部訂正がありますので、局長のほうから説明をさせていただきます。西田議会事務局長。

○事務局長（西田 哲幸君） すみません。決議（案）のほうでちょっと修正がありますので、今から説明いたします。

頭のほうで、国道10号線と主要地方道椎田勝山線の4車線化の整備実現の「現」が、ここ、削除、今削除されています。ここに、整備実現を求める決議（案）ということで、訂正をさせていただきます。

以上です。

○議長（武道 修司君） ここで、今、事務局長のほうから訂正がありました。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） いいですか。では、訂正をさせていただきます。

これより、質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、発議第6号について採決を行います。本発議に対し反対意見はありません。発議第6号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、発議第6号は、原案のとおり可決されました。

日程第11、常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。それぞれの常任委員会委員長から、閉会中の継続調査の申出がありましたので、これを許可したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、それぞれの常任委員会委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

○議長（武道 修司君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

町長から挨拶の申出がありましたので、これを許します。新川町長。

○町長（新川 久三君） 皆様、11月29日から15日間、慎重審議、全議案可決を賜りまして、大変ありがとうございました。執行に当たっては、本当に年迫っておりますが、あと3か月しかございません。予算については全予算執行をつつがなくさせていただきたく存じているところでございます。

そしてまた、なお、今、災害査定が近くありますので、災害査定金額が確定いたしましたら、取り急ぎ、急いで着工したいということで、専決処分、これ、予算、査定予算額をさせていた

だきたく、そのように考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それから、新型コロナウイルス感染症の、いわゆる18歳以下の皆さんに給付金支給ということでございますけれども、一応、中日に可決をしていただきまして、その準備を、今、着々といたしておるところでございます。支給予定日は、基本的には24日と考えておりますが、若干ずれる可能性もありますけど、現在、児童手当の受給者並びにその家族の高校生がおれば、24日に支給を、できるだけ24日の日に振込をします。その他の、児童手当を受給していない高校生、それからその他の方という形になれば、これは申請になりますので1月以降になろうかと。それと、それ以降の出産、もしくは近くの出産、その分については、年度末までの出産については対象になるということで、新生児も対象になるということで、これも一応、出産してからそれぞれ支給をしていこうと。このような形で、現在、今、事務を進めておる次第でございますので、皆さん、もし聞かれたときはそのようにお答えを願いたいと、このようにお願いを申し上げます。

それでは、年末を控え、皆さん、あとはコロナ感染症という、このまま収まってもらえればいいんですけど、警戒をしながら年末年始を過ごしていただきたく、また、いいお年をお迎えいただきたいと思っております。

なお、私も最後の定例会でございましたので、あと、明けてから町長選でございますので、出馬宣言させていただいております。そういう形の中で、また再会できることを、私も楽しみにしておるところでございます。

今日はどうもありがとうございました。

○議長（武道 修司君） これで、令和3年第4回築上町議会定例会を閉会をいたします。お疲れさまでした。

午前10時30分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員